

リニア駅周辺  
環境・景観配慮指針(案)  
たたき台

飯田市  
令和6年3月

# 目次

1. 環境・景観配慮指針とは
2. リニアの整備効果を地域振興に活かすビジョン(案)抜粋
3. 環境・景観配慮指針(案)の全体像
4. リニア駅周辺区域の位置図
5. リニア駅前広場における建築物等の形態意匠基準(デザインコード)
  - ・建築物
  - ・素材・色彩計画
  - ・光の扱い(照明計画)
  - ・園路・グラウンドエッジ
  - ・緑陰・緑化舗装
  - ・道路・舗装・サイン・その他
6. リニア駅前広場における視点場からの眺望の検証方法について
  - ・リニア駅前広場における視点場からの眺望の検証イメージ  
【参考】リニア駅周辺における建築物の高さ制限(現行)
7. リニア駅周辺区域における目標、目指す姿、誘導したい方向性
8. リニア駅周辺区域における景観育成基準
  - ①建築物等の形態意匠基準
  - ②屋外広告物の制限
  - ③特定屋内広告物の制限
  - ④緑化制度  
【参考】景観育成基準 比較表(概要)  
【参考】色彩の基準の考え方について
9. リニア駅前広場における景観デザインの方向性

# 1. 環境・景観配慮指針とは

H27. 6

## リニア駅周辺整備 基本構想

基本方針の整理

H29. 6

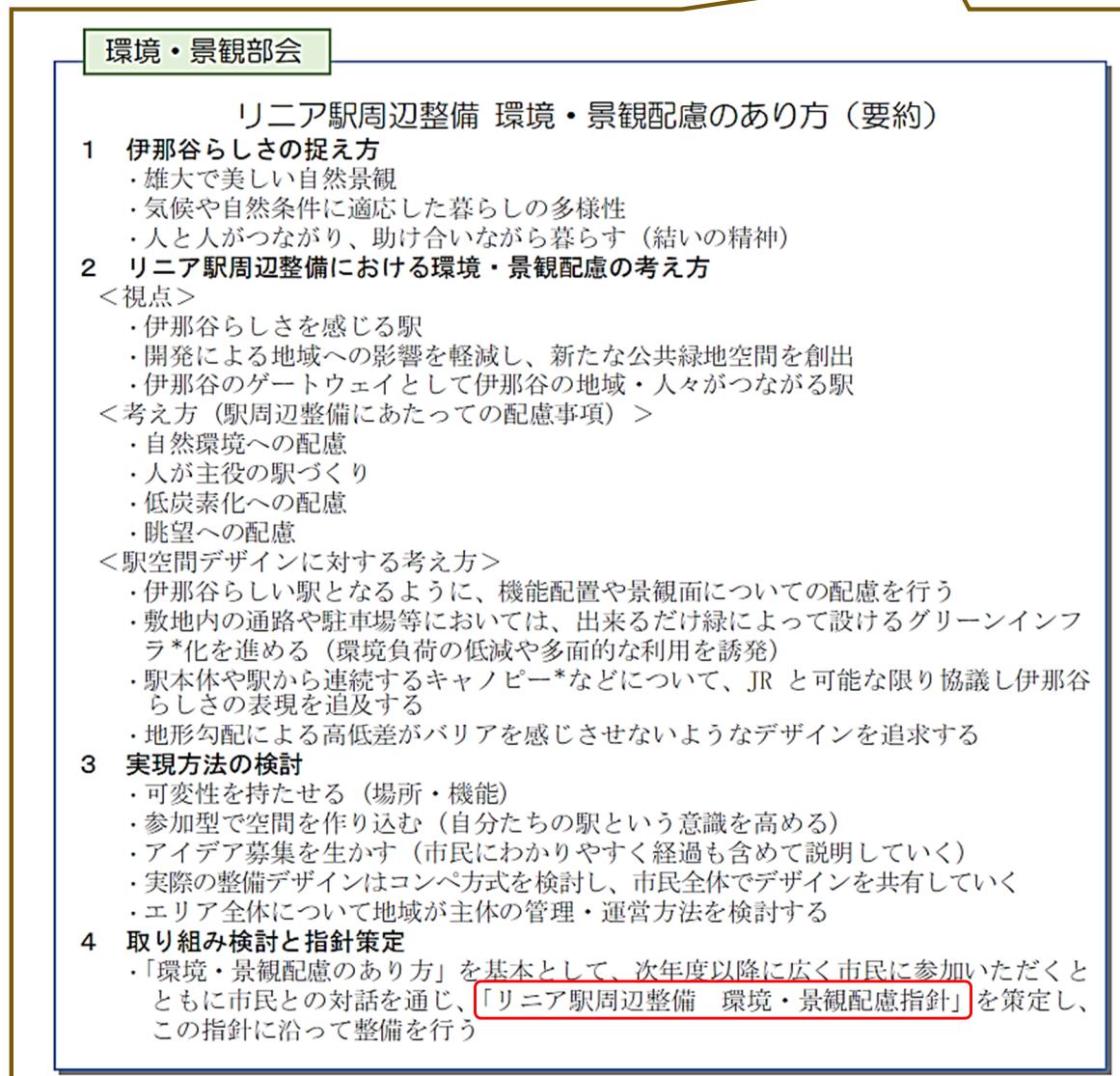
## リニア駅周辺整備 基本計画

施設の機能・配置、計画規模の考え方など

R元. 12

## 飯田・リニア駅前空間 デザインノート

基本設計



### ●リニア駅周辺整備基本計画

リニア駅周辺整備検討会議において、「トランジットハブ・道路ネットワーク部会」、「魅力発信部会」、「環境・景観部会」、「交流人口拡大部会」の4つのテーマ別部会を設置。

### ●環境・景観部会

アイデア募集と市民説明会の主な意見のうち、環境・景観に関わる内容について検討。

### ●環境・景観配慮のあり方

環境・景観部会の検討結果。環境・景観配慮のあり方を基本として、リニア駅前広場とその周辺に関する整備方針として、「環境・景観配慮指針」を策定する。

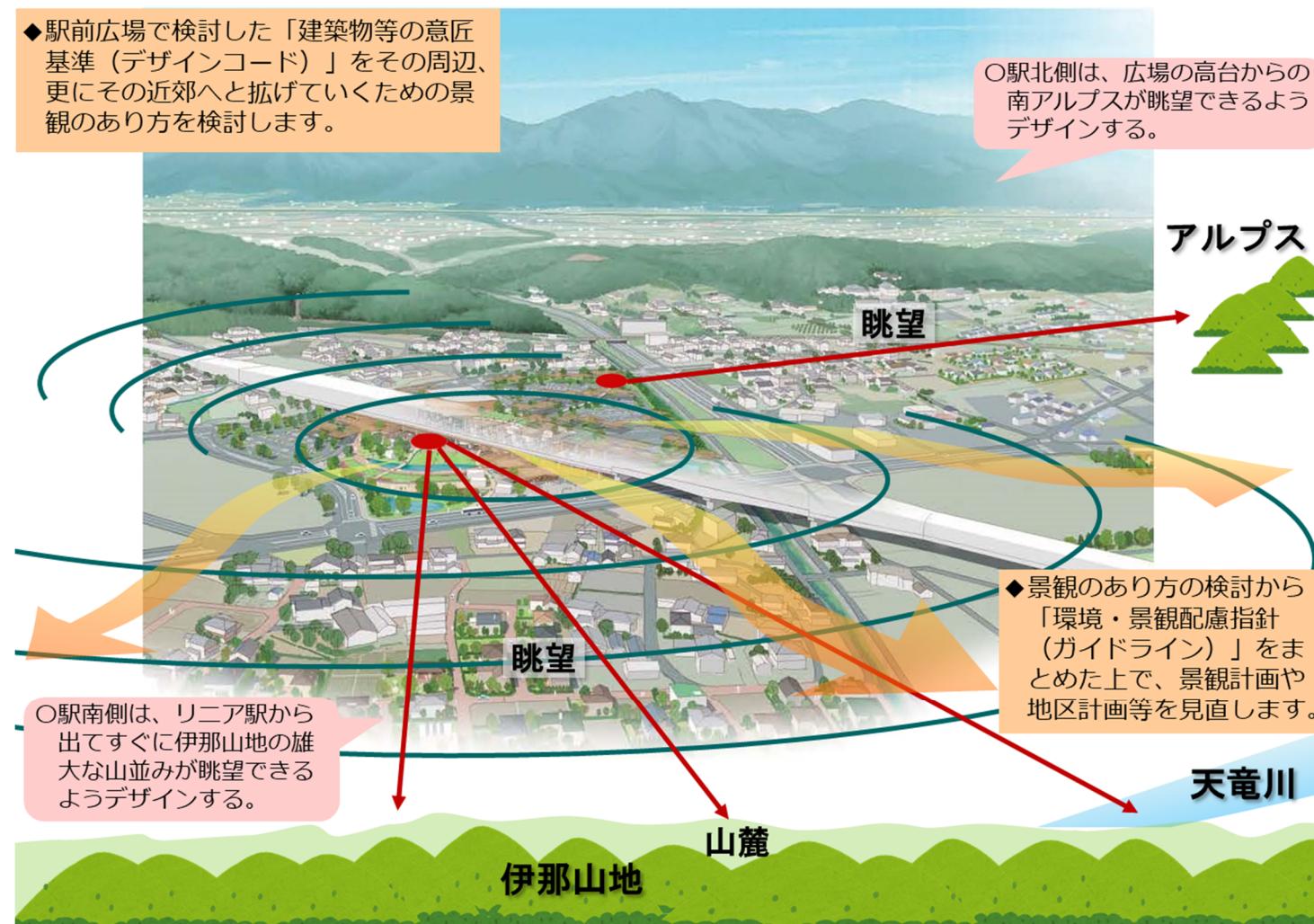
## 2. リニアの整備効果を地域振興に活かすビジョン(案)抜粋

【令和5年3月20日 市議会全員協議会】資料より

(IV リニアビジョンの実現に向けた土地利用計画の見直しの考え方と進め方)

### ○景観のあり方

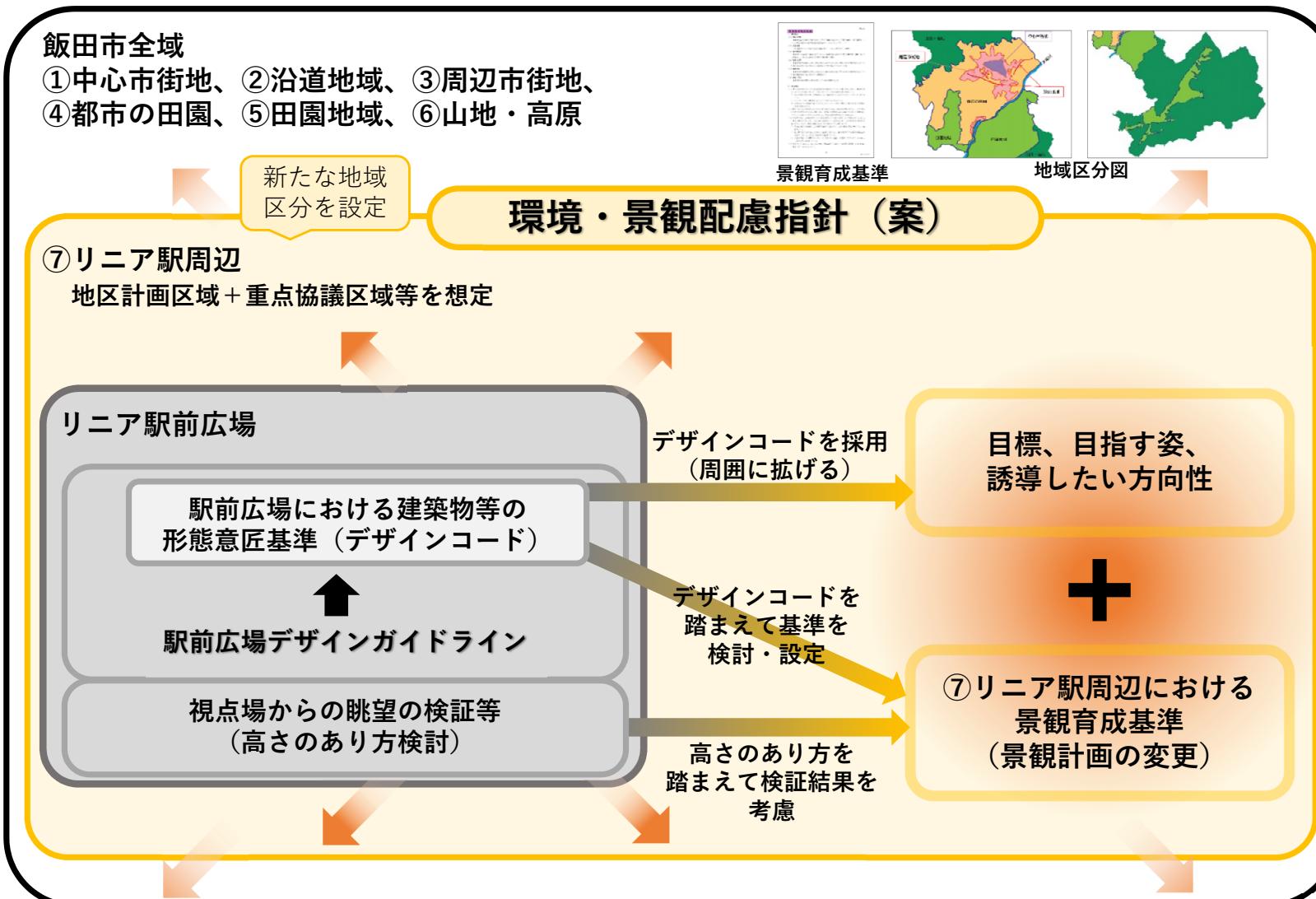
- リニア駅周辺整備区域内の視点場を選定し、視点場からの眺望の検証と駅前広場の建築物等の意匠基準(デザインコード)を基に、駅周辺・その近郊における景観のあり方の検討を行い、「環境・景観配慮指針(案)」を策定する。
- この指針をガイドラインとして、リニア駅周辺での建替え等への配慮を誘導するほか、景観計画や地区計画等の変更により、必要に応じて高さ制限や形態意匠等の基準を見直す。
- 景観のあり方の検討イメージ
  - ◆駅前広場で検討した「建築物等の意匠基準(デザインコード)」をその周辺、更にその近郊へと拡げていくための景観のあり方を検討します。



### 3. 環境・景観配慮指針(案)の全体像

○環境・景観配慮指針(案)は、大きく分けて「リニア駅前広場」及び「リニア駅周辺区域」における指針です。

- リニア駅前広場における建築物等の形態意匠基準(デザインコード)を設定し、駅周辺の区域においても、デザインコードを採用した誘導したい方向性と景観育成基準(届出が必要な行為についての制限)を定めます。
- リニア駅前広場内の視点場から伊那山地や南アルプスの眺望を検証し、駅周辺の区域における高さのあり方を検討します。



#### ● デザインコード

建築物、素材・色彩計画、照明計画、園路・グランドエッジ、緑陰・緑化舗装、道路・舗装・サインなど

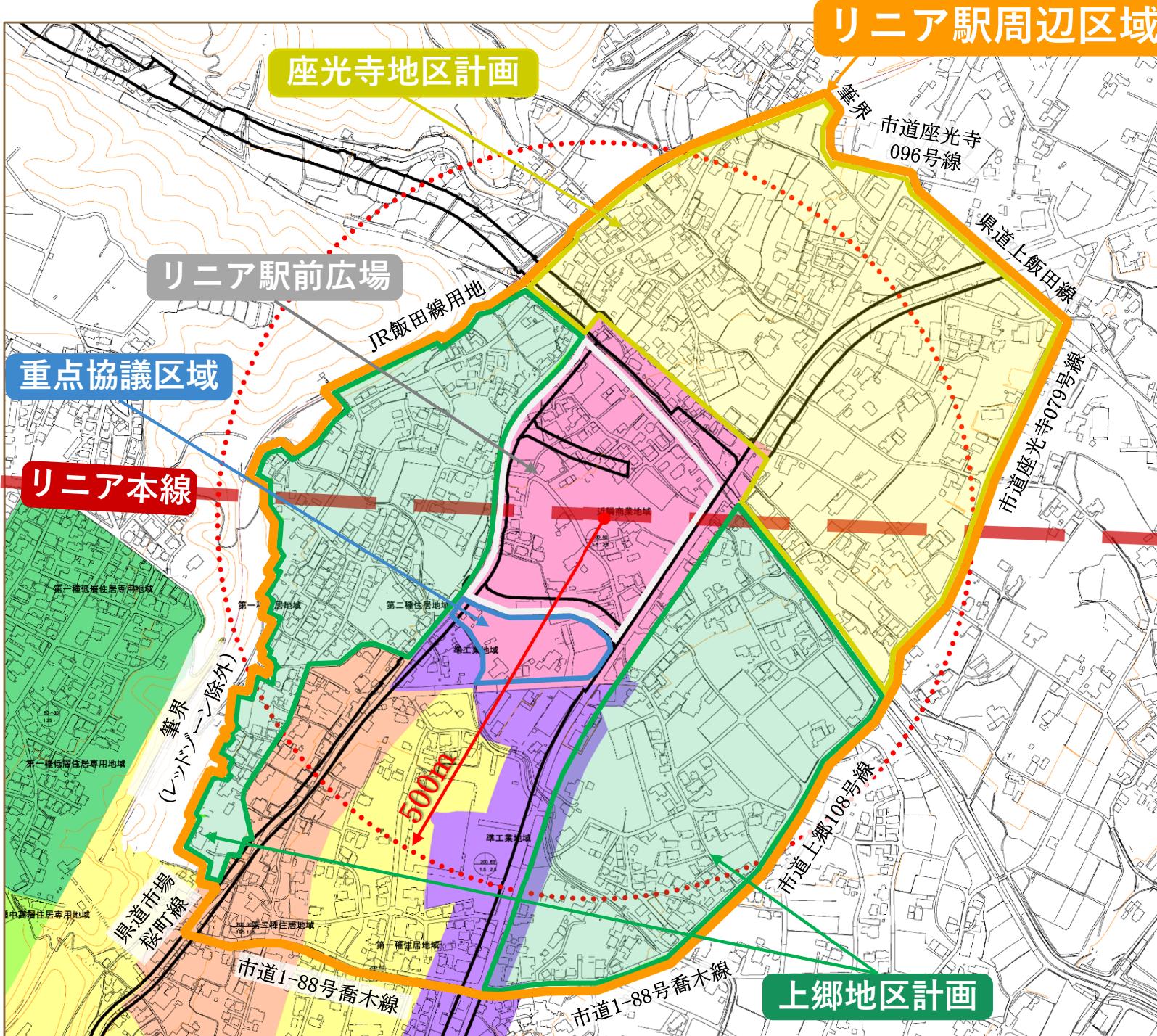
#### ● 視点場からの眺望の検証

3Dデータによる高さ制限の検証、守りたい景観を考慮した視覚範囲の設定

#### ● 景観育成基準

建築物等の形態意匠基準、屋外広告物の制限、特定屋内広告物の制限、緑化制度など

## 4. リニア駅周辺区域の位置図



### リニア駅周辺区域

#### ●リニア駅前広場

リニア駅周辺整備基本計画における整備区域(約6.5ha)。

#### ●リニア駅周辺区域

上郷地区計画、座光寺地区計画、重点協議区域、リニア駅から半径500m圏内を目安に設定。

#### ●リニア駅から半径500m

リニア駅からの徒歩圏内であり、また、屋外広告物の禁止地域である、中央自動車道から展望できる範囲(500m)を参考に設定。

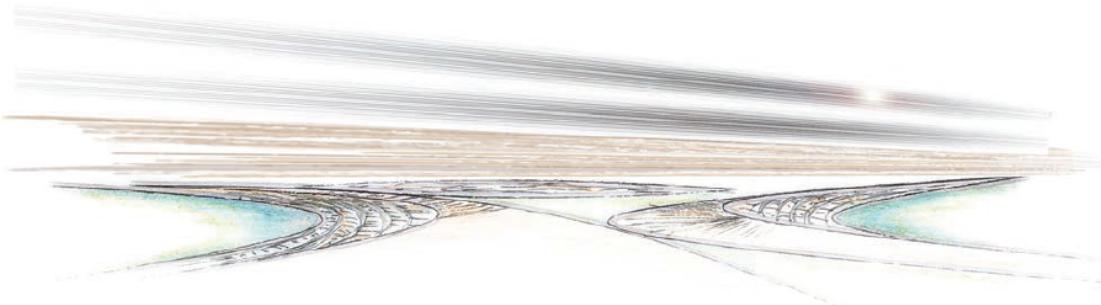
#### ●重点協議区域

リニア駅周辺整備基本計画において位置付けられた、土地利用計画における重点協議区域(約1.3ha)。社会情勢を見据えながら民間活力の動きなどを見定め、必要な規制等を検討。

## 5. リニア駅前広場における建築物等の形態意匠基準(デザインコード)

### 【建築物等】 ○飯田の自然・文化の形質を創造的に継承

- 建築物等については、南信州の美しい景観やそこに根付く伝統工芸の形質の特徴でもある「繊細な線が生み出す美しさ」を体現するものとする。
- 南信州の自然と伝統の形質、「繊細な線」が生み出す美しさを建築計画に活かすことが望ましい。繊細な意匠とは、材自体の繊細さやプロポーションによる繊細さなど多様である。
- 南信州の雄大な山脈の連なりに呼応する景観として、建物が横方向に連なるイメージが望ましい。それは屋根の形、ガラスのプロポーション、建物のボリュームのプロポーション、高さ制限、スラブや軒による効果、水平ラインを強調した外装仕上材など多様である。
- 囲障を設ける場合の考え方としては、自然になじむ素材を活用した囲障の検討が望ましい。例えば、防犯上有効なメッシュフェンスと垣根を組み合わせた「植栽フェンス」や囲障の木質化(木製ルーバーフェンス)等が考えられる。



駅前広場イメージ



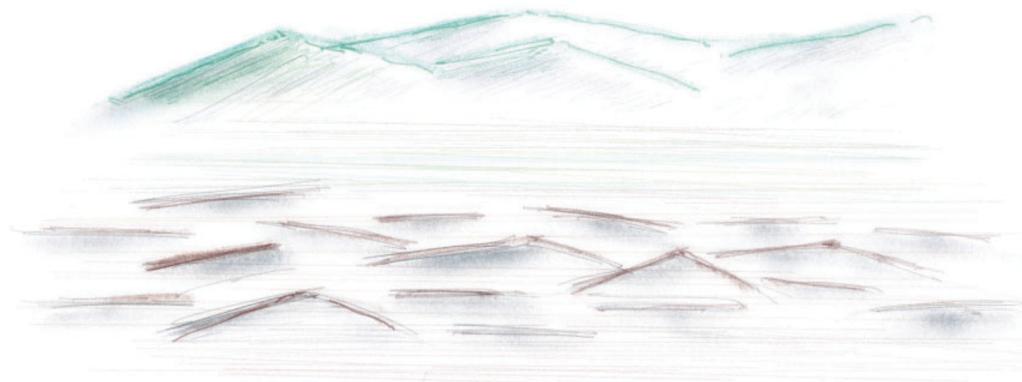
木造大屋根イメージ



植栽フェンス



木製ルーバーフェンス



連なりのイメージ

# 【素材・色彩計画】 ○自然の素材を原則とし、人工的な質感の仕様を極力避ける計画

- 外部から人に見える部分については、できる限り“天然の素材そのものの風合い”を活かしたものを用いることが望ましい。
- グリーンインフラの観点から、広場内を流れる「水」も景観を構成する重要な素材と捉えられる。
- 樹木や灌木類、地被類などの自然の植物が生み出す四季折々の色が映えるように、広場全体の色調をコントロールすることが望ましい。
- 広場内に現れる人工物については出来る限りこげ茶色(景観色)とすることが望ましい。
- 広場の地面(歩行者用園路、車道)は可能な限り自然石舗装もしくは自然石骨材を用いた擬石舗装とすることが望ましい。



ベージュ～茶系



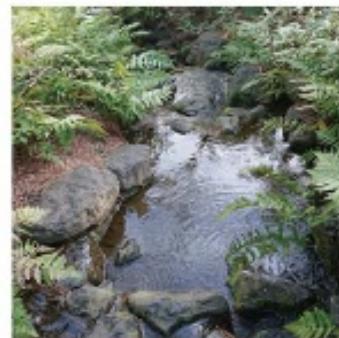
季節の草花・果樹・紅葉



ベージュ～鉄系  
グレー系



ベージュ～鉄系  
グレー系



水の流れ・反射



ベージュ～茶系  
グレー系



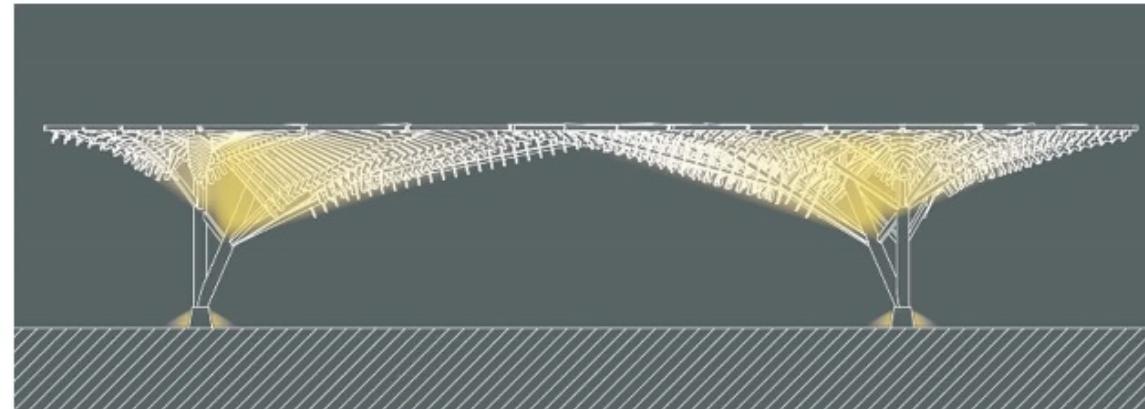
ベージュ～茶系



こげ茶(景観色)

# 【光の扱い（照明計画）】 ○まぶしく不快な光を避け、光源を見せない照明計画

- 単純に全体の光の量を増やすのではなく、周辺環境との調和に配慮した照明によって光の質を向上させ快適に過ごせる広場空間をつくる。
- まぶしく不快な光（グレア）を抑制するため、照度は確保しながら輝度を抑え、光害を生じさせない照明とする。
- 駅前広場の場所や用途の特性に応じた適切な色温度の設定や演色性に配慮し、照明の目的や場所の特性に応じた適切な器具を使用する。
- 鉛直面や天井面の間接光などの明るさも効果的に活用し、全体としては光を抑えながら照明の効果を際立たせつつ、照明によるエネルギーの削減を図る。例えば、木造大屋根の中に光源を設けることで、ぼんぼりのような柔らかな明かりと間接光で周囲を演出することができる。
- 光害防止のため、照明器具の光は下方向に向けることを原則とし、併せて直接光源が人の目に映らないように配慮する。スポットライト等で上方向の光を用いる場合は間接光とし、光が夜空に漏れないように反射板を設ける。
- より少ないエネルギーでより高い効果を発揮する省エネルギー器具の採用や再生可能エネルギーの活用を促し、環境に配慮した照明計画とする。



大屋根を照らす間接光と足元灯のイメージ



信州・伊那谷の美しい星空

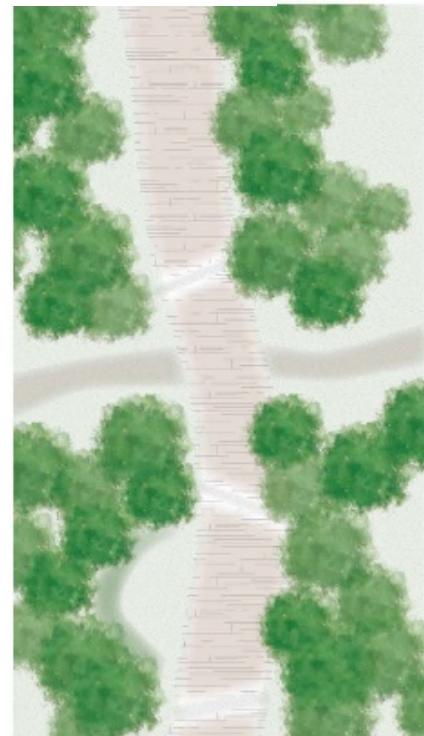


下方から照らす木格子構造のイメージ

# 【園路・グラウンドエッジ】 ○自然景観と調和するような直線的な設えとならない配慮

- 駅舎に向かう主要動線となる園路については、スムーズな歩行が可能となるよう滑りにくく平らである表層材とすることが求められる。
- 散策路等、自然景観との調和が求められる園路については、石舗装等、整形的でない表層材を使用することが考えられる。また、植栽帯とのエッジを非直線的にすることが望ましい。
- 本整備においては、基本方針として各部の見切りにおいて「縁」を出さない、という方針を前提とする。
- 駅前広場における生態系の活動域をエッジによって分断させないようにする観点から、舗装面と植栽帯を直線的に分断せず、仕上げラインを曖昧にすることが考えられる。具体的な方法としては、舗装材と植栽帯の境界をランダムに入り組ませることによって曖昧にすることや、玉石や碎石によって浸透帯(バイオスウェル)を設けることでグラデーションのある境界部分を構成することが望ましい。
- 舗装材の種類により縁石を要する場合においては、縁石は花崗岩縁石(鋸石)もしくはコンクリート擬石(ビシャン仕上)の採用を基本とし、PC縁石は採用しないこと。また目地色についてもベージュ色を基本とする。
- 地盤のレベル差がある部分については、石積みの要領に従って擁壁状のグラウンドエッジとすることも考えられる。

非直線的な散策路

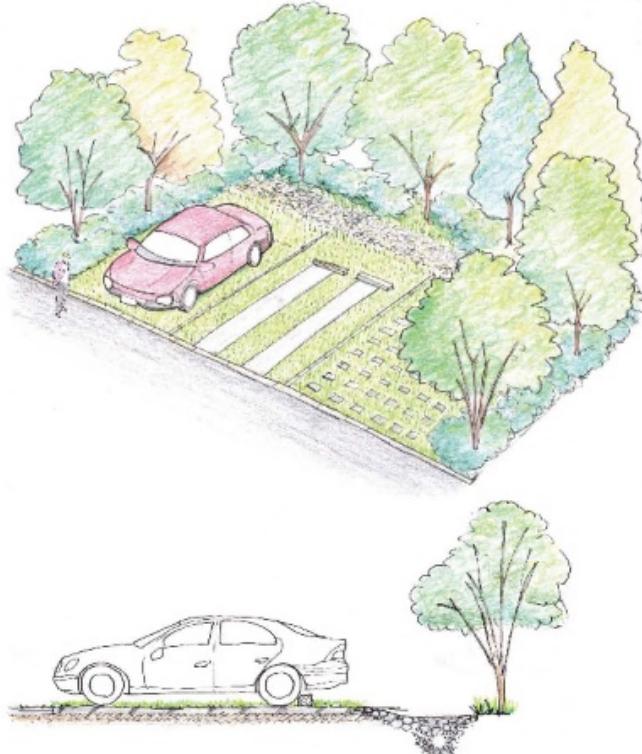


非直線的なエッジ・縁石

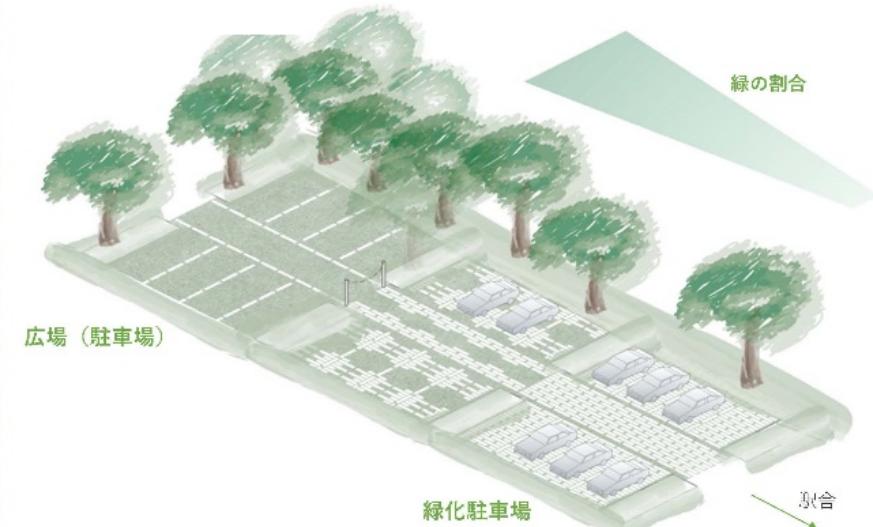


# 【緑陰、緑化舗装】○グリーンインフラの観点を取り入れた緑陰及び緑化舗装

- 駐車場エリアの舗装方針については、緑化舗装の採用を検討することが望ましい。
- 緑化舗装の種類・緑陰の密度は、駐車区画の利用頻度によりエリアを段階的に分けることが考えられる。利用頻度が低いエリアは緑化密度を上げ、利用頻度が高い範囲は効率を重視して緑化率を下げる等の調整が望まれる。
- 駐車区画の方針については、緑化舗装ブロックの貼り方向に変化を付けることで認識させることができることを望ましく、トラフィックペイントによる駐車区画の明示を避ける。
- 駐車ブロックについては、PC製品ではなく、縁石に準じ、花崗岩もしくはコンクリート擬石(ビシャン仕上)のもので、反射板等のない、シンプルな製品とすることが望ましい。



緑化舗装による駐車区画イメージ



利用頻度によって緑の割合を変化させた駐車区画イメージ

## 【通路・舗装・サイン・その他】 ○自然の素材と周囲の環境になじむ色調の採用

- 舗装材については、自然景観になじむ舗装材を検討する。舗装カラーについては化学塗料を伴うものの採用を避け、さなげ石など自然石による舗装、もしくはコンクリート色(ポーラスコンクリート舗装)を基本とする。
- 舗装材の骨材については、剥離による問題が生じないものを選定する。特に、公共駅前広場において骨材剥離によるつまづきにより利用者の転倒が生じることのないように配慮する。
- 舗装や耐荷重に配慮し、防火水槽等消防車両動線については合理的なルート計画を行う。
- 防護柵、ガードレール、フェンス等について、金属製の構造物は極力設けず、自然石や石垣、植栽(低木等)の設置によってその機能をまかなうことが望ましい。高さは70~80cm程度を想定する。
- サインに用いる素材は出来るだけ天然のものとすることが望ましい。木、石、その他ランドスケープ景観になじむコールテン鋼が考えられる。
- 交通動線に関わるサインについては、JIS規格に従う形で視認性に配慮すること。ただし、支柱等の構造物については環境色にする等の景観への配慮が求められる。



その他



舗装材張替えによるサイン

自然素材を用いたサイン

自然石のボラード

RC擬石ボラード



自然石の舗装材



防滑仕様の点字ブロック 景観になじむ防滑仕様のスロープ



音声触知式案内板

## 6. リニア駅前広場における視点場からの眺望の検証方法について

○飯田・リニア駅前空間デザインノートに掲げる整備コンセプト「信州・伊那谷らしさを感じられる駅空間」に基づき、美しい山並みや日本の原風景とも言える里山の風景を眺望できる「視点場」を設定します。

視点場1



視点場2



視点場3



### ● 3Dデータによる眺望の検証

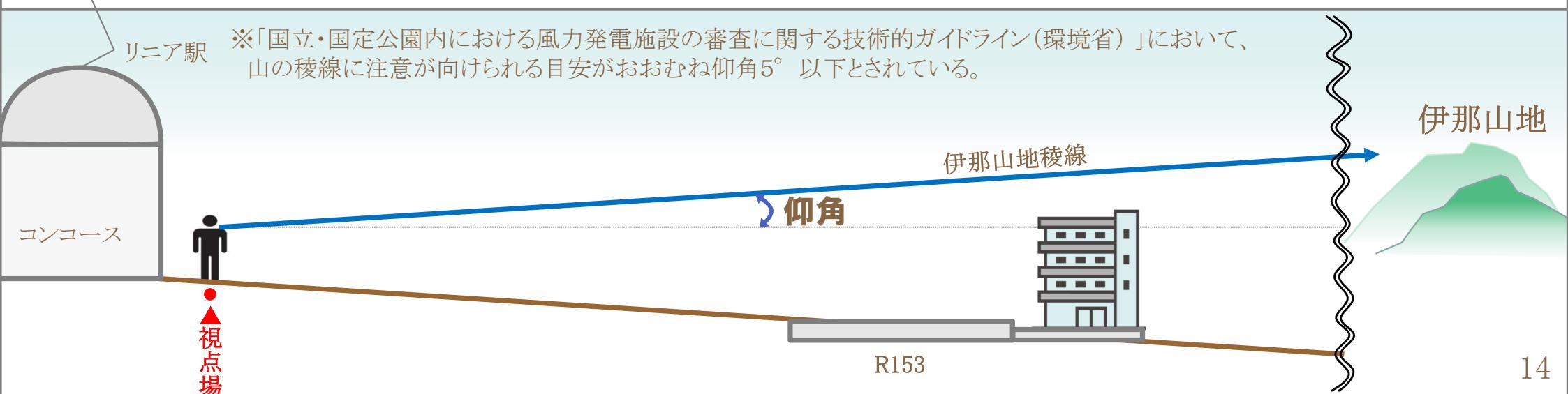
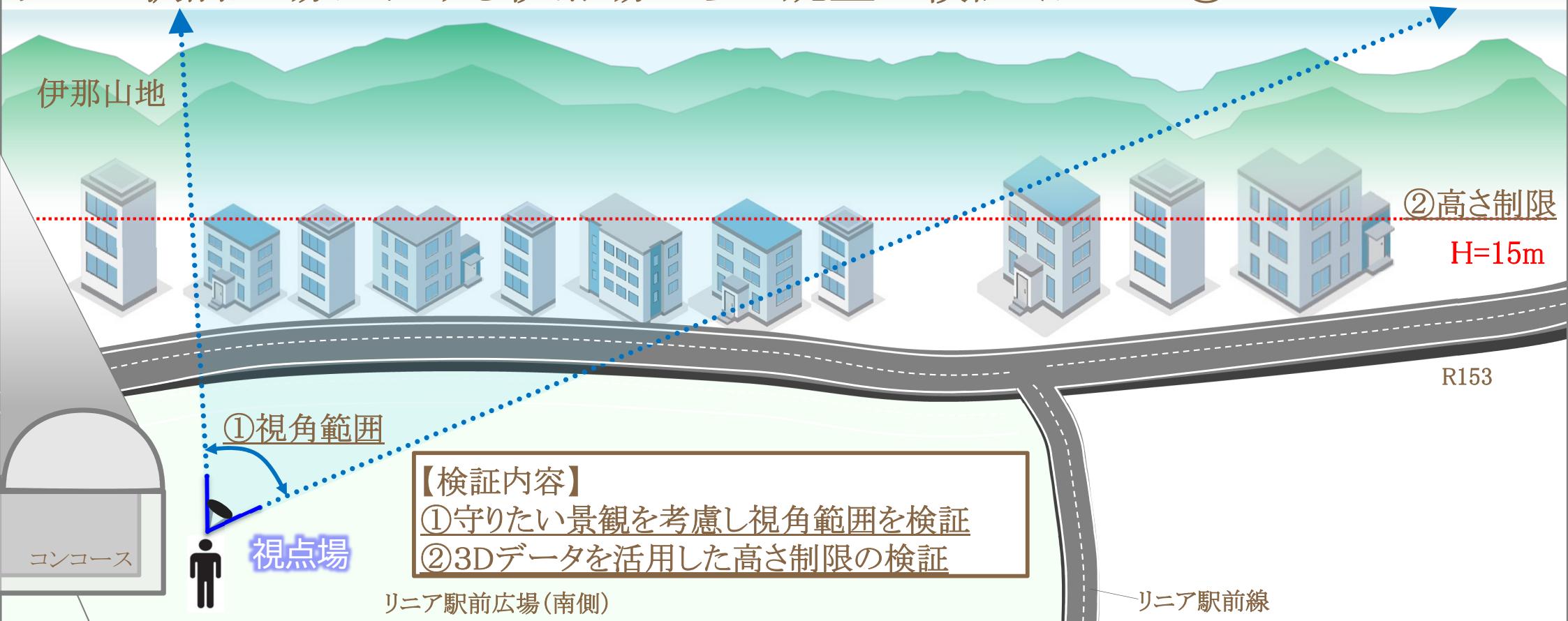
リニア駅周辺において、複数箇所に3Dオブジェクトを設置し、視点場からの眺望への影響を検証します。

視点場5



基本GL ±0m  
(高架下)

# リニア駅前広場における視点場からの眺望の検証イメージ①



# リニア駅前広場における視点場からの眺望の検証イメージ②

○リニア駅周辺の高さのあり方については、「**眺望的視点**」と「**住環境的視点**」の2つの視点から検証を行います。

## ●視点場1 より北東方面の伊那山地・南アルプスを望む



【眺望】 視点場が国道153号より10m程度高いので、稜線への影響が小さい。座光寺上郷道路周辺は地盤が比較的高いため、15mでも稜線への影響がある。

【住環境】 国道153号より東側及び座光寺上郷道路沿線より北側は住宅地であり、考慮が必要である。

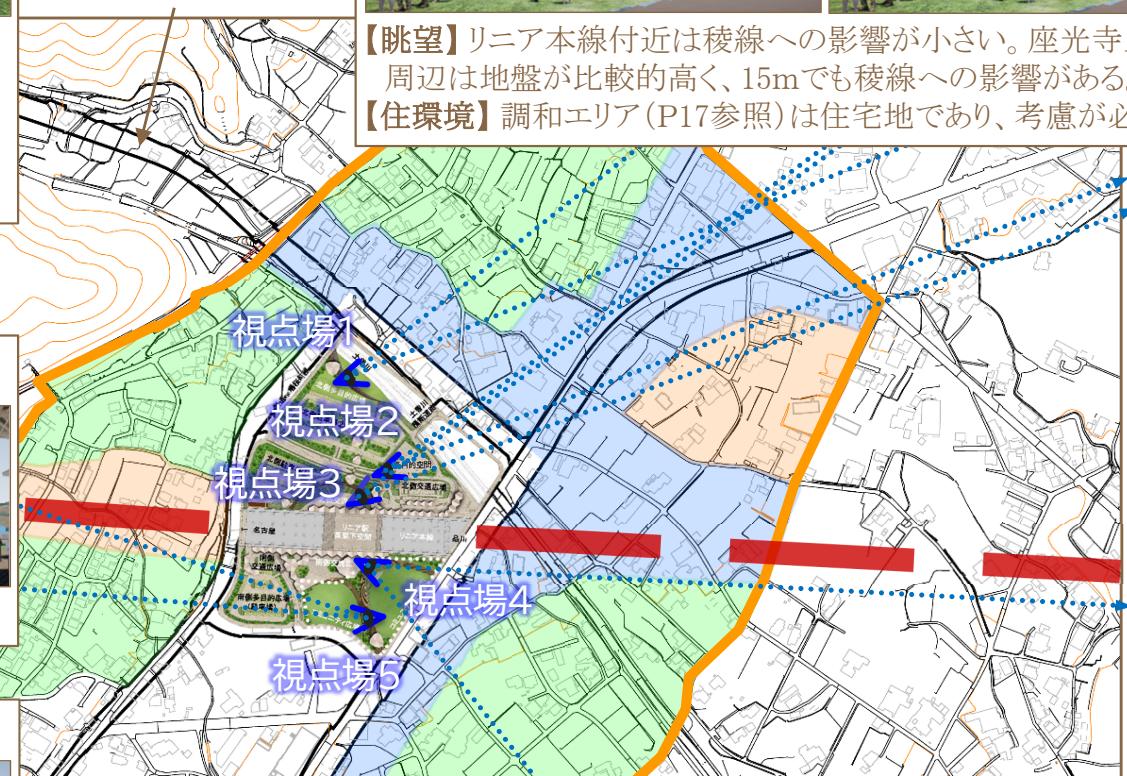
## ●視点場2 より東方面の伊那山地を望む



【眺望】 リニア本線付近は稜線への影響が小さい。座光寺上郷道路周辺は地盤が比較的高く、15mでも稜線への影響がある。

【住環境】 調和エリア(P17参照)は住宅地であり、考慮が必要である。

座光寺上郷道路



## ●視点場3 より東方面の伊那山地を望む



【眺望・住環境】 視点場2と同様。

## ●視点場5 より西方面の上郷上段・風越山を望む



【眺望】 リニア本線付近は稜線への影響が小さい。山が近いので、奥の山並みはあまり視認できない。

【住環境】 西側は主に住宅地であり、考慮が必要である。

## ●視点場4 より南西方面の伊那山地を望む



【眺望】 国道153号沿線は高さ15mを超えると稜線への影響がある。

【住環境】 国道沿線より東側は住宅地であり、考慮が必要である。

# リニア駅前広場における視点場からの眺望の検証イメージ③

○検証結果について、高さ制限の緩和が可能なエリアとして、下記6箇所が想定されます。

視点場4（南西方面）

鬼面山



※本資料における守りたい視覚範囲については、信州大学大学院 ランドスケープ・プランニング研究室の「2023年度 ランドスケープ演習 成果発表会」の内容を参考に記載しています。今後研究室と意見交換を行い検討を進めます。

視点場2（北東方面）

仙丈ヶ岳

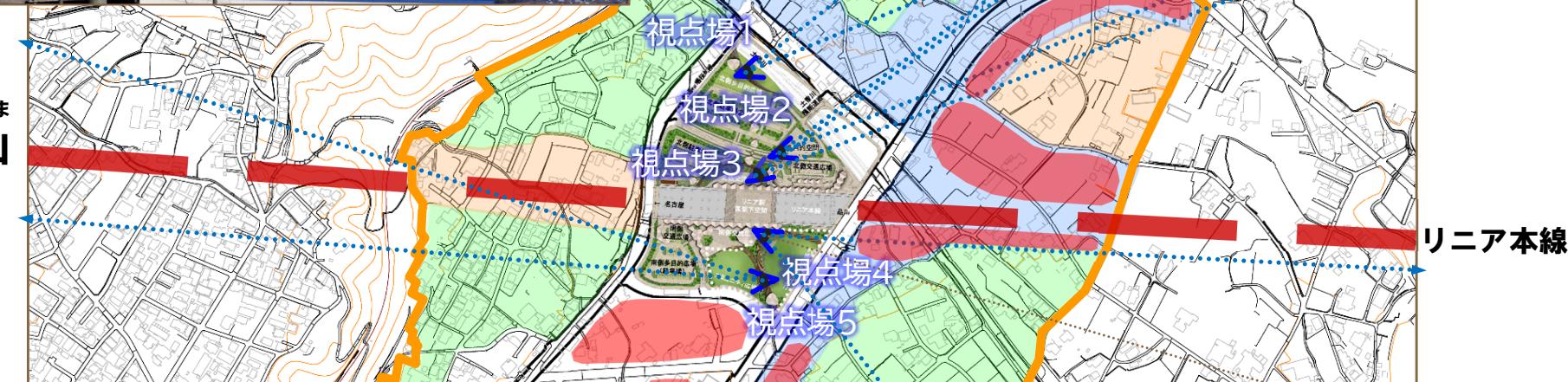
間ノ岳



仙丈ヶ岳 せんじょうがたけ

あいのだけ  
間ノ岳

かざこしやま  
風越山



視点場5（西方面）

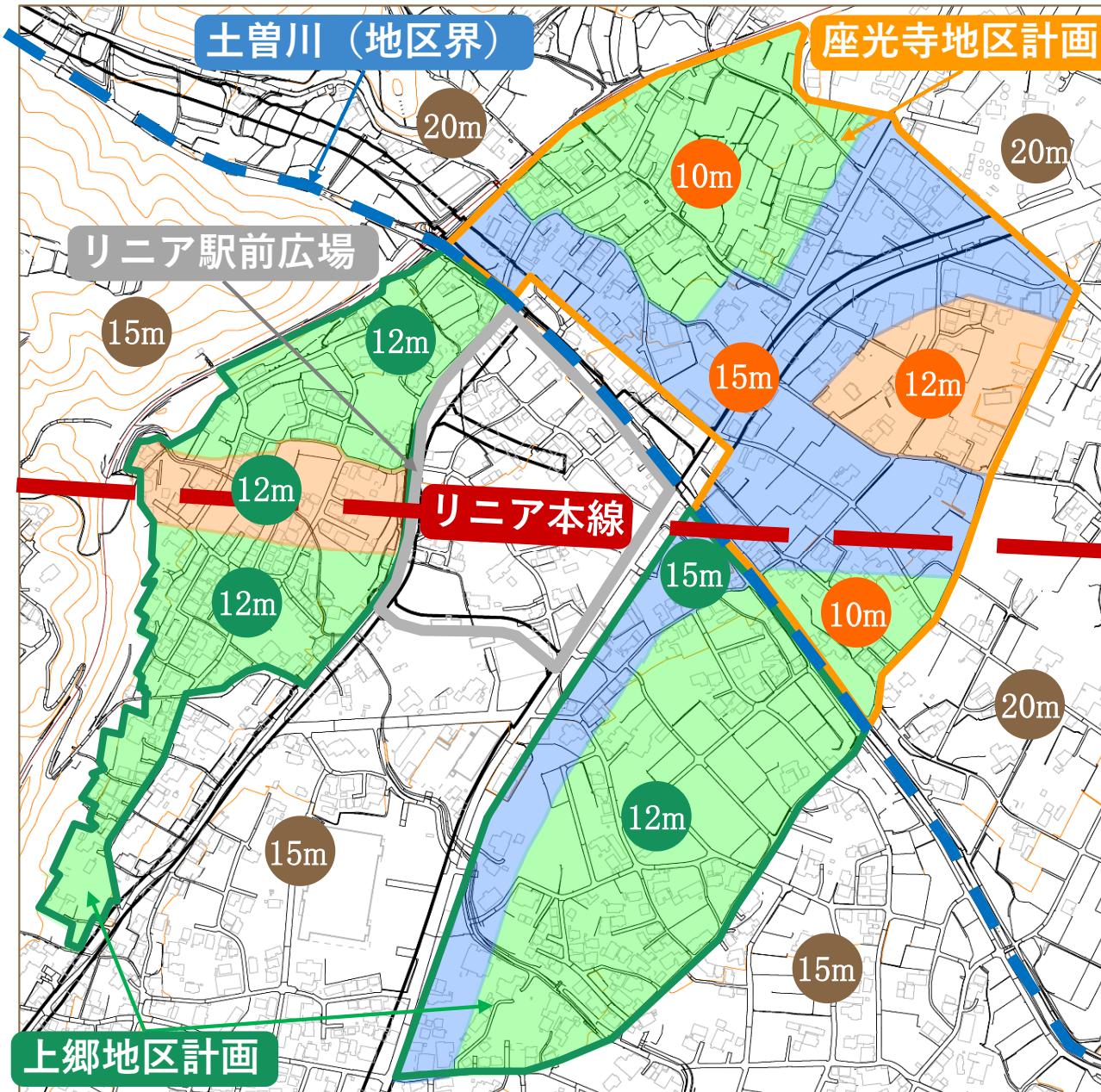
風越山

リニア本線



鬼面山を中心とした有効視野（二本松山にほんまつやま）

【参考】リニア駅周辺における建築物の高さ制限(現行)



○リニア駅周辺区域における建築物の高さ制限については、景観法に基づく「景観計画」における高さの制限と、都市計画法に基づく「地区計画」における高さの制限があります。

#### ●景観計画における高さの制限

飯田市を6つの地域に区分し、それぞれの地域ごとに建築物の高さの最高限度を定めています。また、6地域とは別に、必要に応じて景観育成基準を強化している地区(景観育成特定地区)があります。

#### ●座光寺地区における建築物の高さ制限について

- ・景観計画における高さ限度:20m(地区全域)
  - ・□ …座光寺地区計画区域(基準強化)
    - …商工業エリア(高さ限度:15m)
    - …調和エリア (高さ限度:12m)
    - …居住エリア (高さ限度:10m)

#### ●上郷地区における建築物の高さ制限について

- ・景観計画における高さ限度:15m(地区全域)
  - ・□ …上郷地区計画区域(基準強化)
    - …商工業エリア(高さ限度:15m)
    - …沿線エリア (高さ限度:12m)
    - …居住エリア (高さ限度:12m)

# 7. リニア駅周辺区域における目標、目指す姿、誘導したい方向性

○リニア駅前広場における建築物等の形態意匠基準(以下「デザインコード」という)を、景観計画における新たな地域類型である「リニア駅周辺」の「目標・目指す姿・誘導したい方向性」に位置付け、デザインコードの内容をリニア駅周辺へ拡げていきます。

## 新たな地域類型 「リニア駅周辺」

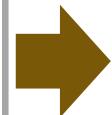
### リニア駅前広場

#### デザインコード



#### ●目標・目指す姿・誘導したい方向性

- ・リニア駅周辺整備基本計画においては、リニア駅前広場の整備コンセプトとして、「信州・伊那谷らしさを感じられる駅空間」、「自然との調和を目指した駅空間」を定めています。
- ・また、整備コンセプトを踏まえたデザインコードの考え方として、「自然の素材を原則とし、人工的な質感の使用を極力避ける素材・色彩計画」、「グリーンインフラの観点を取り入れた緑陰・緑化舗装」、「自然の素材と周囲の環境になじむ色調を採用した通路・舗装・サイン等」などが挙げられます。特に素材・色彩計画については、人工物についてはできる限りこげ茶色(景観色)とすることを求めています。
- ・上記の内容を新たな類型「リニア駅周辺」における景観の目標・目指す姿・誘導したい方向性に位置付けます。

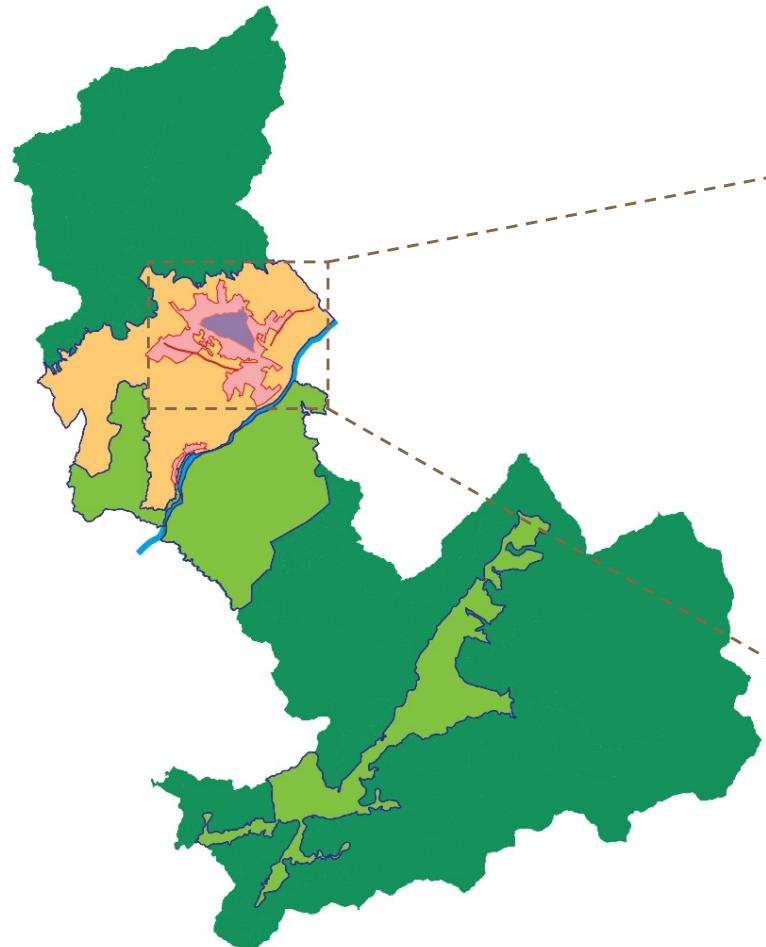


#### ●「目標・目指す姿・誘導したい方向性」を実現するための手法として、リニア駅周辺における「景観育成基準」を定めます。

- ・方向性を明確に示すための「定量的な基準」を新たに定め、現行基準の見直しを検討します。
- ・景観育成基準には、主に次の4項目を検討しています。
  - ①建築物等の外壁・屋根における色彩の制限(P20)
  - ②屋外広告物の制限(P21)
  - ③特定屋内広告物の制限の新設(P22)
  - ④建築物の敷地内に緑地を確保する緑化制度の新設(P23)

## 8. リニア駅周辺区域における景観育成基準

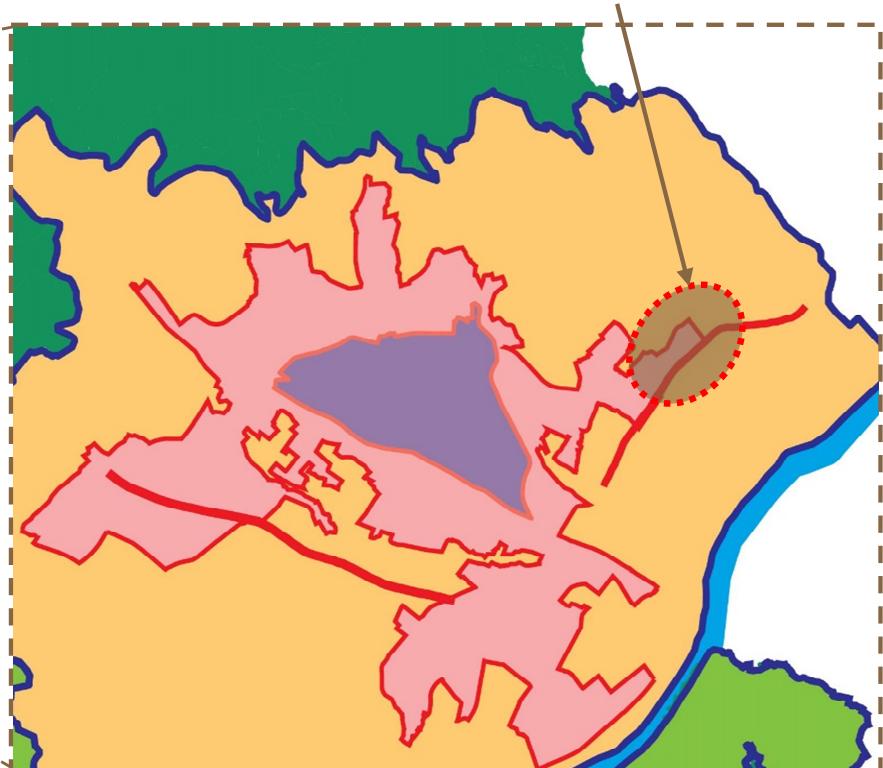
○飯田市景観計画においては、飯田市全域を6つの地域に分類し、それぞれの類型ごとの景観特性・目標に応じた景観育成基準を定めています。



飯田市景観計画 概要図

■ : 中心市街地（準防火地域）	■ : 都市の田園（用途地域無指定）
■ : 沿道地域（国道153号沿道）	■ : 田園地域（都市計画区域外）
■ : 周辺市街地（用途地域）	■ : 山地・高原（緑の環境保全地域）

●飯田市景観計画に基づき、景観育成基準に新たな類型として「リニア駅周辺」を設定します。



中心市街地周辺 拡大図

飯田市景観計画(抜粋)

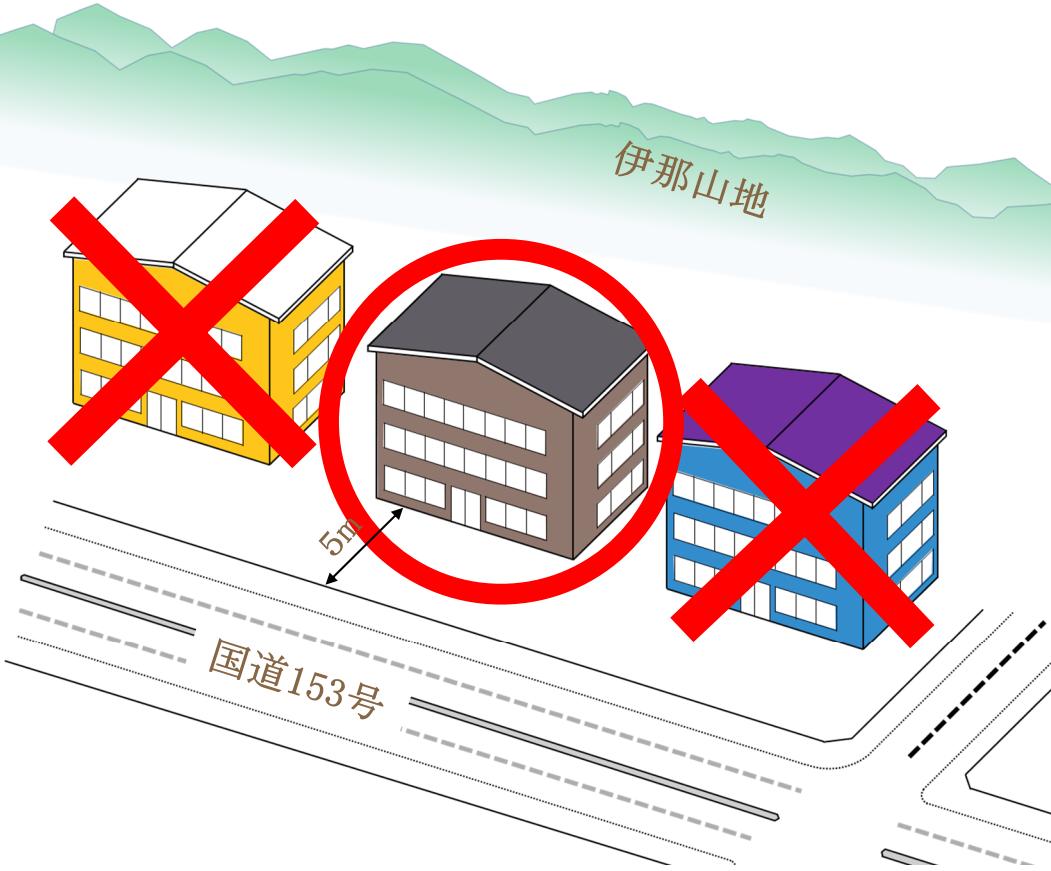
第3章 景観特性・個性

2. 類型ごとの景観特性と目標

リニア駅周辺区域は新しい類型になると考えられるため、区域等考慮する中で検討していきます。

# 【①建築物等の形態意匠】○外壁・屋根の色彩の制限を強化

※飯田市景観計画における届出対象規模である、建築面積または延床面積が500m<sup>2</sup>を超えるもの、もしくは高さが10mを超えるものを想定しています。



- 自然素材の色相と調和する「暖色系の色」を基本とし、建築物等の色彩としてあまり見慣れない「寒色系の色」の使用を制限します。
- 明度は遠距離から見た都市景観の全体像に影響があり、高明度の白色は背景の自然景観から突出して見えます。背景の景観に影響の強い屋根に対して、明度を制限します。

## ●配置

### ・(道路後退)

国道153号との境界線から5メートル以上後退すること。  
ただし、敷地周辺の状況、敷地の規模及び形状等からやむを得ないと認めるものについては、この限りではない。

## ●色彩

### ・(明度・彩度)

建築物の外壁や工作物の表面及び屋根に使用する明度及び彩度(マンセル表色系による彩度)は、色相や使用する箇所に応じて下表のとおりとする。

色相	建築物の外壁・ 工作物の表面		屋根	
	明度	彩度	明度	彩度
R(赤)、YR(橙)、Y(黄)	全範囲	6以下	6以下	6以下
GY(黄緑)、G(緑)		4以下		4以下
BG(青緑)、B(青)、PB(青紫)、P(紫)、RP(赤紫)		2以下		6以下
N(無彩色)				2以下

ただし、外壁等の各面の見付面積の1/10未満の範囲で、建築物等のアクセントとして使用する色彩については、この限りではない。

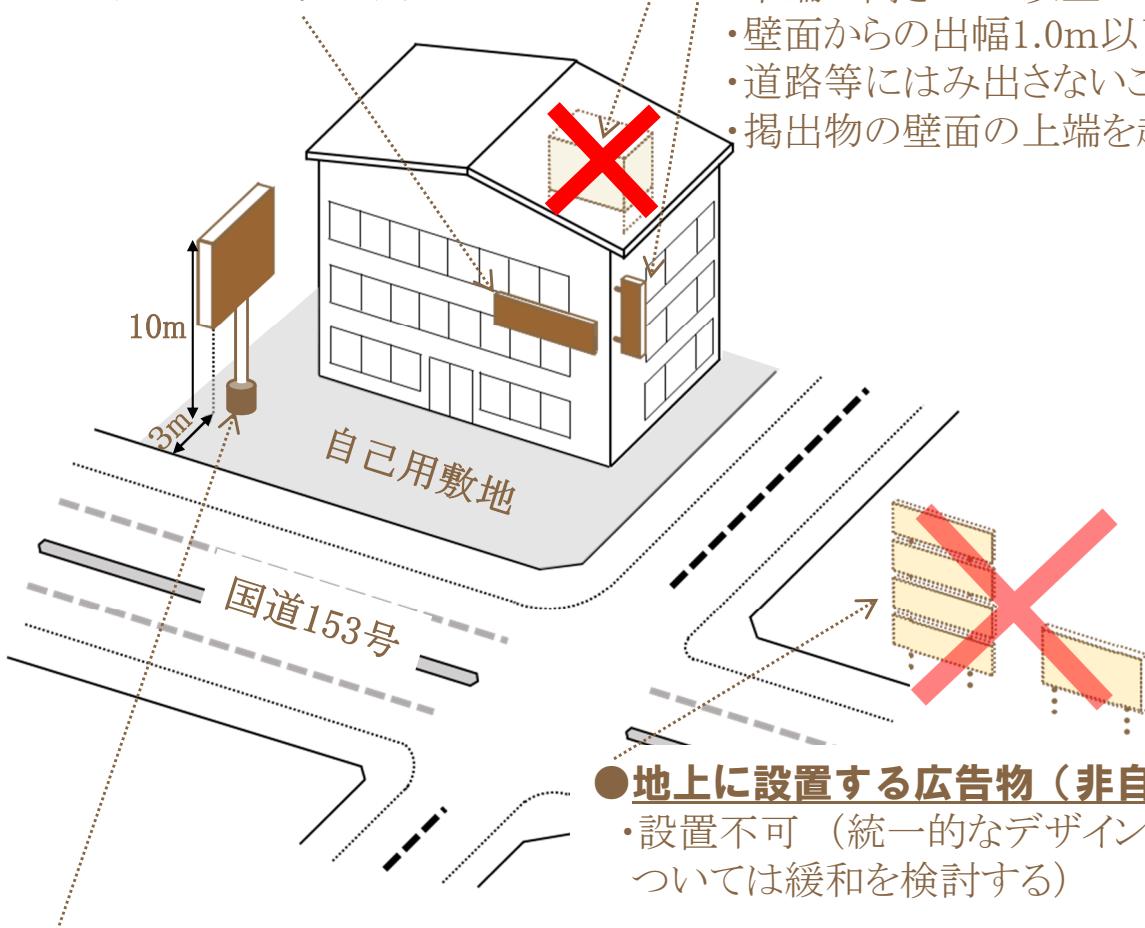
※その他、定性的な基準を検討します。

色彩の基準については、P25を参考にしてください

## 【②屋外広告物の制限】 ○屋外広告物の制限強化

### ●壁面広告物

- ・合計面積が表示する壁面の1/10以下
- ・壁面の端から突き出さないこと



### ●屋上広告物

- ・設置不可

### ●袖看板

- ・下端の高さ2.5m以上
- ・壁面からの出幅1.0m以下
- ・道路等にはみ出さないこと
- ・掲出物の壁面の上端を超えないこと

### ●地上に設置する広告物（非自己用）

- ・設置不可（統一的なデザインのものについては緩和を検討する）

### ●地上に設置する広告物（自己用）

- ・地上からの高さ5m以下  
(※国道153号から表示面の端を3m以上後退した場合、10m)
- ・合計面積15m<sup>2</sup>以下／基(一面8m<sup>2</sup>以下)

●総表示面積：100m<sup>2</sup>以内 ※

### ●広告物等の形態意匠

- ・(材料)  
反射光のある素材は使用しないこと。
- ・(色相・色数)  
使用する色数を少なくするよう努めること。また、地色の色数を3以下とすること。
- ・(彩度)  
地色の彩度8以下(マンセル表色系による彩度)
- ・(動光等)  
動光、点滅、ネオン、照度及び色相等の変化をするものその他これらに類するものを避けること。

### ●広告物等への外部からの照明等

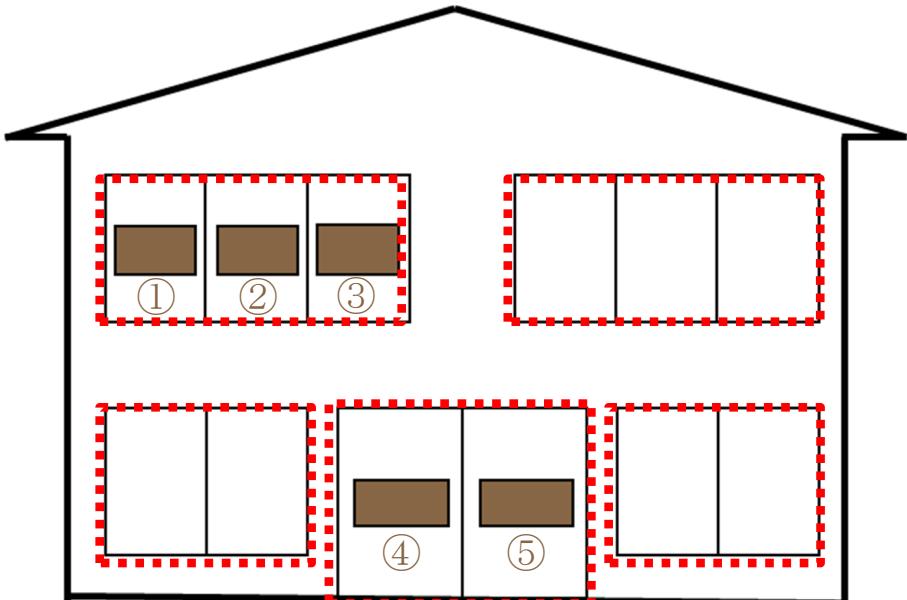
- ・(周辺との調和)  
照明を行う場合は、周辺の建築物、工作物及びその他の物件並びに周辺自然景観との調和に留意すること。
- ・(動光等と照明時間)  
広告物等を照明する場合は、白色光を原則とし、動光、点滅、照度の変化その他の変化をしないこと。  
営業時間外は照明しないこと。

※その他、必要な基準を検討します。

※総表示面積については、敷地面積の大きさに応じて上限値を変更することを検討します。

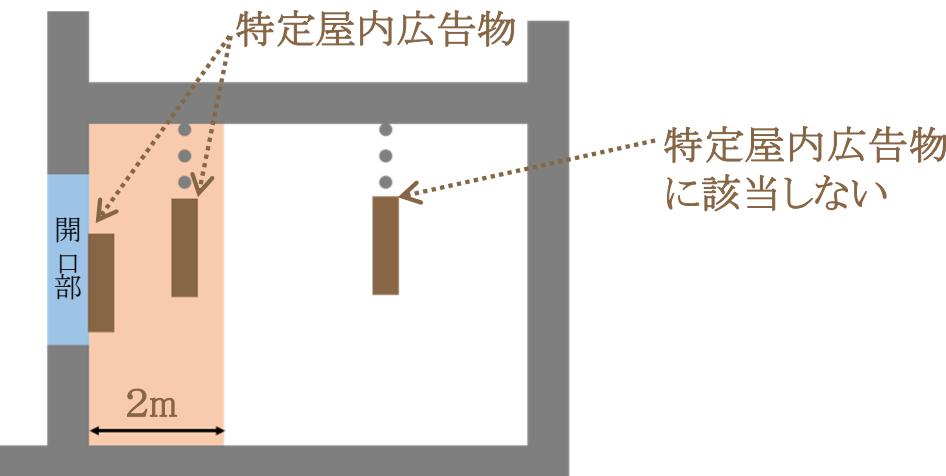
●加えて、リニア駅前広場の外周道路沿線に、「屋外広告物特別規制地域」の指定を検討します。

### 【③特定屋内広告物の制限】 ○建築物の開口部に表示された広告物の面積を制限



…開口部の面積の合計  $S (m^2)$   
…特定屋内広告物

- 特定屋内広告物の面積の合計は、開口部の面積の合計の2/10以下とすること。  
例：  $(1)+(2)+(3)+(4)+(5) \leq S \times 2/10$



#### ●「特定屋内広告物」とは

- ・「特定屋内広告物」とは、建築物の開口部に設けられた窓ガラス、ガラス扉等の内側において一定期間継続して屋外の公衆に表示する広告物をいいます。
- ・屋外広告物法に基づく「屋外広告物」は、屋外に表示する広告物が対象ですが、「特定屋内広告物」についても「屋外広告物」と同様の効果・目的を有していることから、これらについても一定の制限を検討します。

#### ●特定屋内広告物における基準

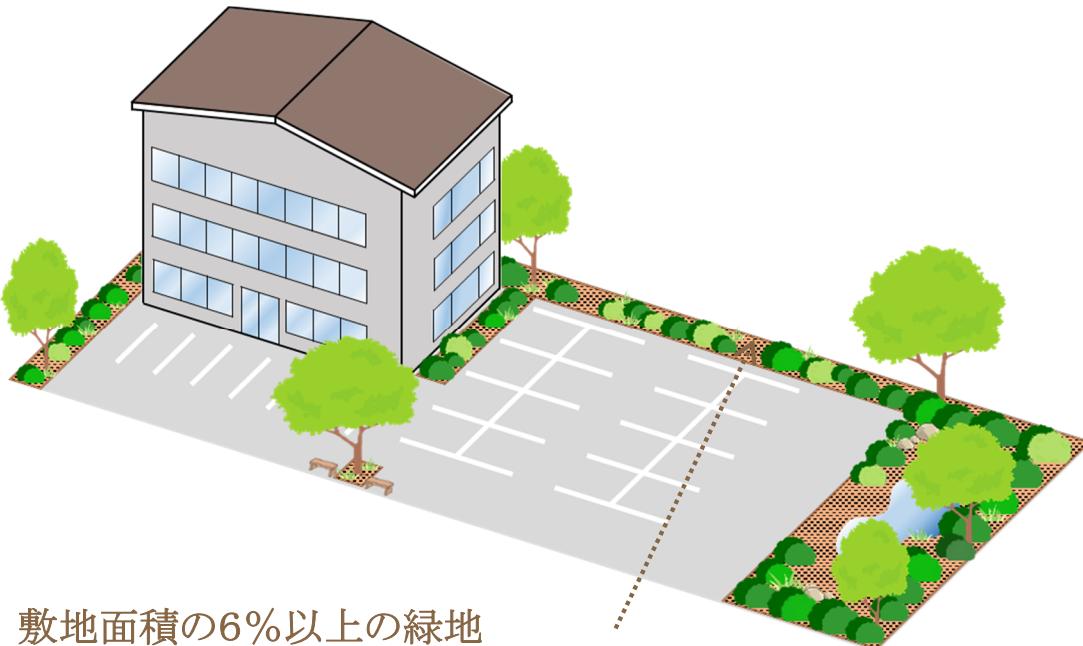
- ・開口部に直接貼り付け、または、開口部の内側から2m以内の範囲に表示する広告物は、特定屋内広告物として扱います。
- ・特定屋内広告物は、1壁面あたりの総表示面積が $3m^2$ を超えた場合、届出が必要とします。
- ・特定屋内広告物の総表示面積は、1壁面における開口部の面積の合計の2/10以下とすること。

#### ●特定屋内広告物に該当しない例

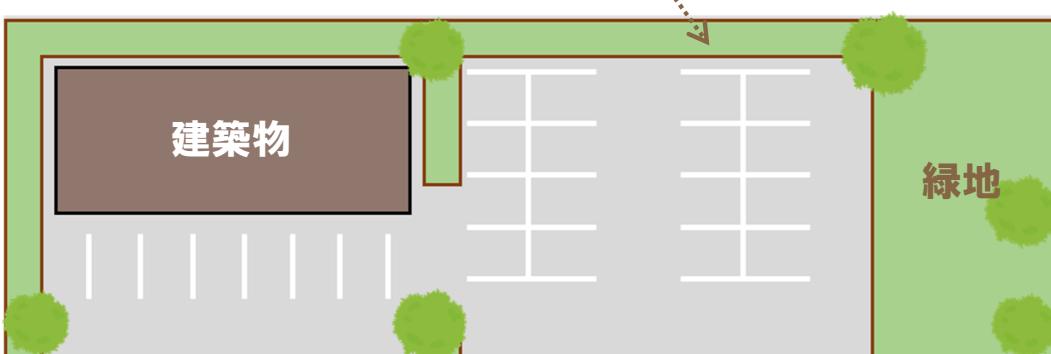
- ・車・衣類その他の商品を開口部に陳列したもの
- ・屋内の利用者に向けて窓ガラスの内側に貼るポスター
- ・実演販売のような宣伝行為に関するもの
- ・ショーウィンドウの陳列スペースに表示・設置したもの
- ・開口部から2mを超える位置に設置した広告物。

## 【④緑化制度】 ○建築物の敷地内に一定規模の緑地を確保

※飯田市景観計画における届出対象規模である、敷地面積が500m<sup>2</sup>を超える開発行為 または 建築面積・延床面積が500m<sup>2</sup>を超える建築物の建築を想定しています。



敷地面積の6%以上の緑地  
(例:敷地面積が500m<sup>2</sup>の場合、30m<sup>2</sup>以上)



緑化制度のイメージ図

### ●緑化制度

- ・リニア駅前広場におけるグリーンインフラの取組みを周辺にも拡げるため、リニア駅周辺区域を、重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区として「緑化推進重点地区」への指定を検討します。
- ・「緑化推進重点地区」に指定されると、地区内において一定規模以上の開発行為もしくは建築物を建築する際に、敷地内に緑地を設ける必要があります。
- ・緑化率は「6%」以上を見込んでいます。
- ・緑地を増やすことで伊那谷らしさの一つである、うるおいと安らぎのある空間を創出し、地区内の価値向上が図られます。

※ 緑化推進重点地区の根拠法令

都市緑地法 第4条第2項第8号 及び 飯田市緑の育成条例 第23条

### ●緑化支援制度

- ・緑化制度だけでは事業者等への負担が大きいため、緑化への配慮に協力いただいた事業者への支援制度を検討します。
- ・支援制度については、基準以上に緑化に協力いただいた事業者等への表彰制度や、落ち葉・剪定木の処分費の補助等を想定しています。

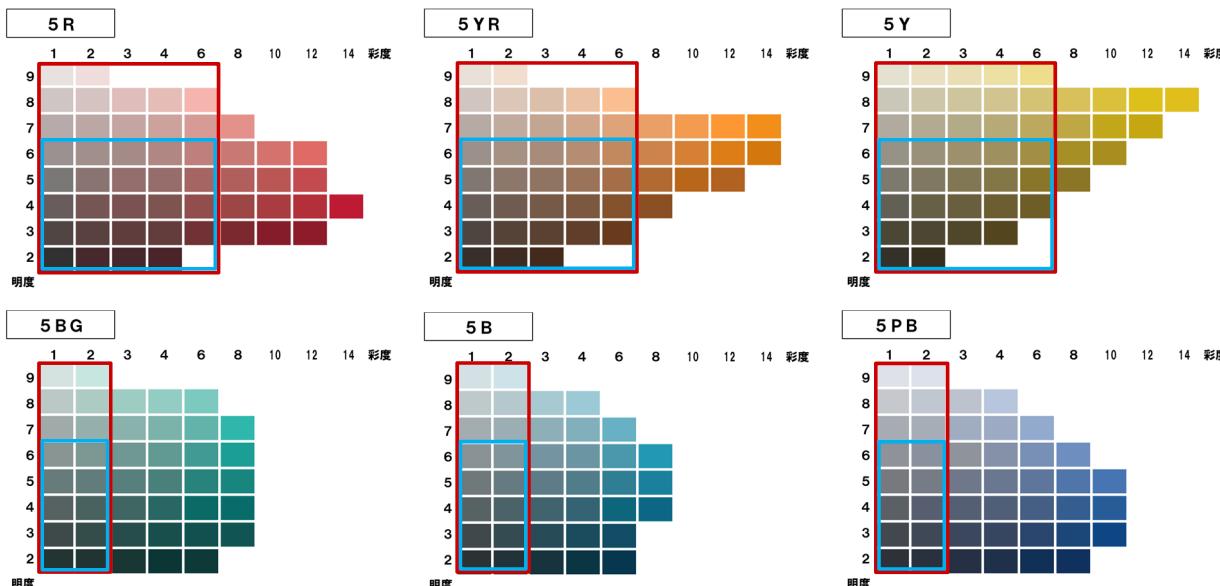
# 【参考】景観育成基準 比較表(概要)

各項目	現行の基準	新類型「リニア駅周辺」における新たな基準
<b>変更</b> ①建築物等の形態意匠(色彩)	<b>定性的な基準</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>(周辺市街地)けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観または周辺の建築物等と調和した色調とすること。</li> <li>(都市の田園)けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の田園や集落の景観と調和した色調とすること。</li> </ul>	<b>定量的な基準による制限</b> 自然素材の色相と調和する「暖色系の色」を基本とし、建築物等の色彩としてあまり見慣れない「寒色系の色」の使用を控えるよう、色相毎に <u>彩度</u> にて制限する。また、背景の景観に影響の大きい屋根に対しては、 <u>明度</u> も制限する。
<b>変更</b> ②屋外広告物	<b>地域類型・地区ごとに一定の制限</b> 座光寺地区においては、「都市の田園」における基準があり、上郷地区においては「景観育成特定地区」として、より制限を強化した基準がある。	<b>高さ・面積等の制限を見直し</b> 屋上広告物及び非自己用の案内看板については、制限を強化し設置を不可とする。また、壁面広告物及び地上設置の広告物についても、現行の基準より面積や高さの制限を強化する。
<b>新設</b> ③特定屋内広告物	<b>基準無し</b> ※飯田市屋外広告物条例では、建築物の開口部内側に表示された広告物は「屋外広告物には該当しない」とし、条例の対象とはしていない。	<b>開口部に設置された広告物の面積を制限</b> 建築物の開口部に表示された広告物を特定屋内広告物とし、広告物の面積を開口部の面積の一定規模以下になるよう制限を新設する。
<b>新設</b> ④緑化制度	<b>基準無し</b> ※飯田市土地利用調整条例では、賃貸住宅の建築に対して、敷地面積の <u>3%</u> 以上の緑地を確保する基準がある。 ※また、飯田市都市計画法施行条例では、3000m <sup>2</sup> 以上の開発行為に対し、開発区域の面積の <u>6%</u> 以上の緑地を設けるよう定めている。	<b>建築物の敷地内に一定規模の緑地を確保</b> 敷地面積が500m <sup>2</sup> を超える開発行為、または 建築面積・延床面積が500m <sup>2</sup> を超える建築物の敷地については、敷地面積の6%以上の緑地を設けること。

# 【参考】色彩の基準の考え方について

## ○建築物等の色彩基準については、「マンセル表色系」を使用します。

- ・マンセル表色系は、色彩を「色相」・「明度」・「彩度」の3属性の組み合わせにより表示するものです。
- ・(色相) 色合いを表す尺度です。基本となる10色相を定め、ひとつの色相をさらに10分割し、合計で100種あります。
- ・(明度) 色の明るさを示す尺度です。黒を0、白を10とし、その間を10分割することで明るさを段階的に示しています。
- ・(彩度) 色の鮮やかさを示す尺度です。鮮やかな色彩ほど値は高くなります。各色相で最も鮮やかな色彩を示す最高彩度は、色相によって異なります。

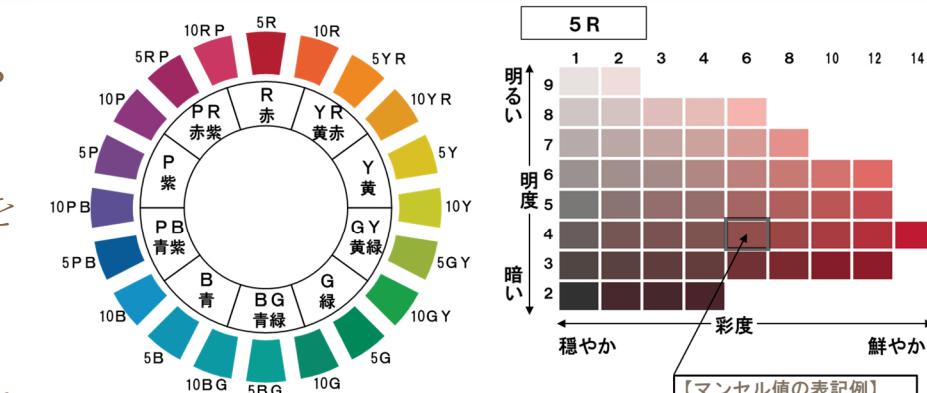


※色見本は、マンセル表色系の各色を厳密に再現したものではありません。また、印刷物であることや閲覧環境により色彩が異なって見える場合があります。参考程度にとどめてください。

## ●景観色とは

「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン(国土交通省)」で推奨された、周辺景観の中で必要以上に目立たない基本色を指します。基本3色について、右図を参考してください。

【マンセル色相環】



※この他、白と黒の混合で得られる色を無彩色といい、明度しかありません。無彩色の場合、N 4 等と表記します。

明度

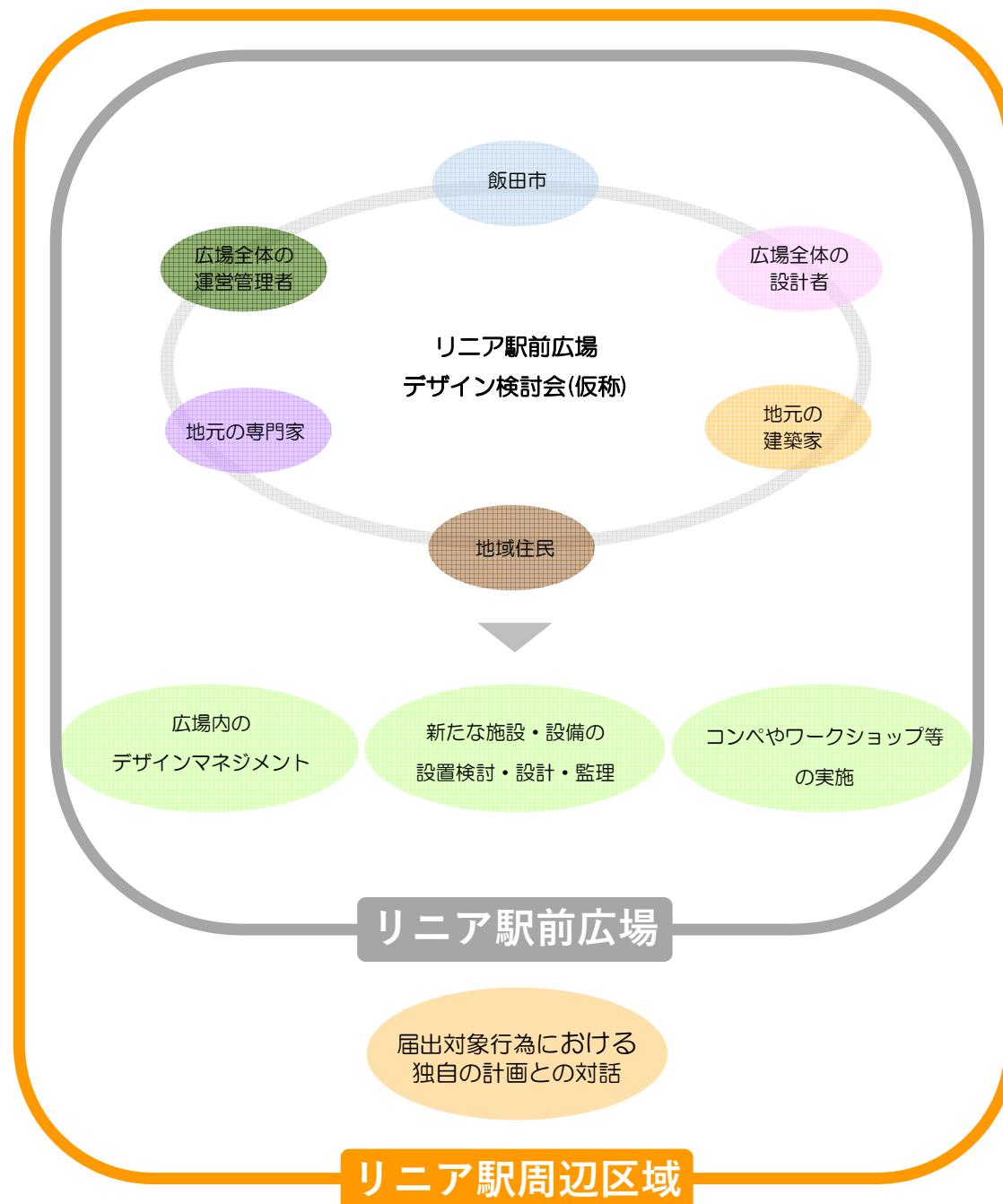
25

□ … 外壁の制限 、 □ … 屋根の制限

基本3色	マンセル値
ダークブラウン(こげ茶色)	10YR 2.0 / 1.0 程度
グレーベージュ(薄灰茶色)	10YR 6.0 / 1.0 程度
ダークグレー(濃灰色)	10YR 3.0 / 0.2 程度

# 9. リニア駅前広場における景観デザインの方向性

○景観デザインの啓発・誘導及び「対話型の景観づくり」による創造的発展を目指します。



## リニア駅前広場

- 広場・駅舎を運用していく中で、使い方の変化や新たなニーズによって、新たに建築物や工作物、什器、看板などが必要になることが考えられます。また、イベント等の仮設テントや一時的な施設の設営も予想されます。それらの設置・検討に際して、広場全体の調和のとれた景観を守りつつ、より時代に合わせた発展的な創造を促すためには、駅前広場デザインガイドラインの理念を尊重しながら、専門家による「リニア駅前広場デザイン検討会(仮称)」を設けることで、広場全体のデザインマネジメントを発展的な視点で行い、対話型の景観づくりによって景観の創造的発展を目指します。
- 検討会では必要に応じて、コンペやワークショップを行い、市民が参加可能な駅前広場づくりの運営が考えられます。
- 検討会メンバーは飯田市、広場全体の設計者、地域住民、地元の建築家、広場全体の運営管理者、地元の専門家等を想定しています。

## リニア駅周辺区域

- この区域内における届出対象行為について、「リニア駅前広場デザイン検討会(仮称)」との対話を通じて独自の計画が進められる仕組みづくりを検討しています。  
なお、景観育成基準に沿った計画については、検討会との対話は必要ありません。  
例えば、建物の外壁・屋根に明度・彩度の高い素材を活用したい場合や、眺望景観に影響のない範囲で高さ制限より高い建築物を計画したい場合等に、検討会との対話を行うことを想定しています。